



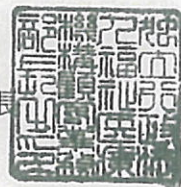
顧顧第0422005号

平成28年4月22日

被災地のお客さまへ

独立行政法人福祉医療機構

顧客業務部長



福祉貸付・医療貸付をご利用中の被災地のお客さまへ返済猶予の実施のご案内
及び「元利金猶予依頼書（兼調査票）」ご提出のお願いについて

平成28年4月14日以降に発生した熊本県熊本地方を震源とする地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、独立行政法人福祉医療機構ではご融資を既にご利用中で本災害により被害を受けられたお客さまについて、平成28年4月14日から当面6か月の間の元利金の支払いについて、ご返済の猶予を実施させていただきます。

つきましては、お客様の状況の確認等をさせて頂きたく、同封した「元利金猶予依頼書（兼調査票）」について郵送、FAX、電話、電子メールのいずれかの方法にて当機構までご一報いただきますようお願い申し上げます。

ご多忙のところ大変恐縮ではございますが、何とぞご協力をよろしくお願いいたします。

なお、平成28年5月10日お支払い分を、振込によりご返済されるお客さまには、機構より「払込案内」をお送りいたしますが、返済猶予をご希望される場合は同封の「災害による元利金猶予依頼書（兼調査票）」をご提出ください。

震災による返済猶予についてのお問い合わせ

顧客業務部 顧客業務課

TEL 03-3438-9939



平成28年4月 日

独立行政法人福祉医療機構

顧客業務部 顧客業務課 あて

住 所

氏名又は名称

(法人の場合)代 表 者

印

災害による元利金猶予依頼書（兼調査票）

【次の1及び2について、いずれかを選択し、○で囲んでください】

1	平成28年5月約定分から、当面6か月間の元利金返済猶予を ア) 依頼する イ) 依頼しない
2 1でア)依頼すると回答した方	おおそ6か月間以内の復旧（ご返済が可能となる）見込みは ア) 可能 イ) 難しい ウ) わからない { 理由等 }

貸付番号（※）		
ご施設名		
当面の 連絡先	ご住所	〒 熊本県 市・町・村
	TEL/FAX	/
	ご担当者	お名前 (役職)

(※) 貸付番号がご不明の場合には顧客番号、又は契約年月日、契約金額等分かる範囲でご記載ください。

可能な限り、平成28年4月中のご一報にご協力をお願いします。

【郵送の場合】

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9F
(独) 福祉医療機構 顧客業務部顧客業務課あて 依頼書を返信用封筒にてご返送下さい。

【FAXの場合】

03-3438-0248 依頼書をFAXにてご送信ください。

【TELの場合】

03-3438-9939 顧客業務部顧客業務課までお電話ください。

【E-mailの場合】

wam_kanri01@wam.go.jp 件名に「災害による元利金猶予依頼書」と明記の上、
「貸付番号」「ご契約者様のお名前（法人の場合は法人名）」「ご施設名」
「ご住所」「ご連絡先」「ご担当者のお名前」「回答（1, 2）」を記載ください。



平成 28 年熊本県熊本地方を震源とする地震災害に伴う福祉・医療貸付
融資をご利用中の被災地のお客様の返済猶予にかかる Q&A

Q 1. 返済猶予の対象となる融資を教えてください。

災害救助法適用地域に所在する施設を対象としたご融資となります。

なお、災害救助法適用地域については内閣府ホームページ（防災情報のページ）
（<http://www.bousai.go.jp/>）よりご確認ください。適用地域や融資の対象がご不明
の場合には顧客業務部顧客業務課までお問い合わせください。

災害救助法適用地域以外で震災による影響により、返済が困難となったご融資につきま
しては当該措置とは別に返済相談を承ります。

Q 2. 返済猶予の対象となる支払いを教えてください。

平成 28 年 4 月 14 日～平成 28 年 10 月 13 日までの 6 か月の間に支払いを予定し
ている元金と利息です。

Q 3. 返済猶予の内容を教えてください。

ご申請をいただいた後、上記 Q 2 に記載の期間内において、元利金の返済を猶予いたし
ます。

なお、猶予期間中におきましても約定利息は発生いたしますのでご注意ください。

Q 4. 返済猶予期間以降の支払いについて教えてください。

平成 28 年 10 月 14 日以降にお支払をお願いいたします。その方法、金額、期日につ
きましては、詳細が決まり次第、改めてご案内させていただきます。

返済猶予期間の後でも返済が難しい（と思われる）お客さまにつきましては、お客様の状
況を勘案しながら、個別に返済相談を承ります。こちらも同様に改めてご案内させていた
だきます。

Q 5. 返済猶予を受けるための手続きを教えてください。

特別な申請手続きは不要ですが、ご状況の確認等をさせていただきたく「災害による元
利金猶予依頼書（兼調査票）」によるご一報にご協力よろしくお願いします。なお、現在、
ご一報が困難な場合は後日でも構いません。

Q 6. 返済猶予を受けるにあたって「り災証明書」は必要ですか。

提出の必要はございません。

Q 7. （依頼書について）捺印は必要ですか。

ご捺印をお願いします。なお、被災で紛失した等の理由で捺印が難しい場合は、結構で
す。

Q 8. （依頼書について）複数の施設で融資を受けています。依頼書はそれぞれ必要ですか。

災害救助法適用地域で複数の施設がある場合は、大変お手数ではございますが、施設毎
（貸付契約毎）のご一報にご協力よろしくお願いします。なお、災害救助法適用地域外の
施設については結構です。

Q 9. （依頼書について）返済猶予は希望せず支払いを続けます。依頼書は不要ですか。

依頼書は調査票を兼ねていることから、大変お手数ではございますが、ご状況の確認等
をさせていただきたく「災害による元利金猶予依頼書（兼調査票）」によるご一報にご協
力よろしくお願いします。

その他のご不明の点があれば、顧客業務部顧客業務課までお問い合わせください。